

## ウェルネス・チャレンジ事業推進検討会設置要綱

### (設置)

第1 「東京都健康推進プラン21（第二次）」で目指している、都民自らが負担感のない生活習慣の改善を実践できるような具体的な取組を推進するため、ウェルネス・チャレンジ事業推進検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2 検討会では、次の事項について検討する。

- (1) ウェルネス・チャレンジ事業における普及啓発に関する事項
- (2) その他ウェルネス・チャレンジ事業の推進に関し必要な事項

### (構成)

第3 検討会は、次にあげる者のうちから、東京都福祉保健局長（以下、「局長」という。）が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表
- (3) 関係行政機関職員
- (4) 東京都職員
- (5) その他局長が検討事項上必要と認めた者

### (任期)

第4 委員の任期は任命の日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。委員が欠席の時は代理の出席を認める。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする。

### (委員長)

第5 検討会に委員長1名及び副委員長1名をおく。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は検討会を招集し、検討会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、職務を代行する。
- 5 委員長は、必要に応じて、検討会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法により意見を聞くことができる。

### (会議の公開)

第6 会議は公開する。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立的な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるとときは、非公開とすることができます。

### (庶務)

第7 検討会の庶務は、東京都福祉保健局保健政策部健康推進課が担当する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月14日から施行する。